

仙台では全国都市緑化フェアが目標を超えた来場者数で閉幕、青森では東北絆まつりが盛況の内に終了、各地の夏まつりも通常開催されるようで、一気に賑わいが戻ってきました。



■2023 年度通常総会を開催しました

6月24日（土）10：30より、仙台弁護士会館4階ホールにおいて、2023年度通常総会を開催しました。今年も実出席とWeb会議システムを併用して開催しました。Web参加者には、事前に書面議決書もしくは委任状の提出をお願いしました。

会員総数110名の内、当日の出席者数は101名（実出席21名、書面議決書による出席60名、委任状による出席20名）でした。



挨拶 吉岡和弘理事長

はじめに、司会の古川佐智絵氏より総会成立が宣言され、続いて、吉岡和弘理事長より、「適格消費者団体となって7回目の総会。団体設立当時、団体名に『とうほく』と冠することにあたって議論をした。東北各地に適格消費者団体が生まれるかと思っただ、その兆しは今も見えない。私たちは東北6県を網羅した活動が期待されている。常に6県を視野に入れて活動する必要がある。本日の総会では、昨年度の活動で足りなかった事、今後すべき活動等忌憚のない意見を聞かせて欲しい。」と挨拶がありました。

その後、議長に個人正会員鈴木源一氏が選出され、小野寺友宏理事・事務局長から一括して議案提案、続いて車塚潤監事より監査報告が行われました。意見や質問も出なかった為、採決に入り、全議案が過半数の賛成で承認採択されました。



議案提案の様子

2023年度は、適格消費者団体として期待される役割が発揮できるよう、①情報収集、情報提供、広報活動の強化、②特定適格消費者団体をめざす活動、③差止請求のための検討委員会活動及び申入れ活動の強化、④組織強化・会員拡大、⑤消費者被害、消費者施策に関する研究・提言活動、⑥行政や他団体との協働及び業務委託を重点課題として活動することとしました。

本総会では、任期満了に伴う役員を選任が行われ、大西二郎理事が退任、NACS東北支部長の鈴木源一氏、山形県弁護士会の向田敏氏が新たに理事に就任しました。また、総会終了後に開催された理事会で、吉岡和弘理事が理事長に互選されました。



車塚監事による監査報告



【提出議案】

第1号議案	2022年度事業報告承認の件	賛成多数で可決承認
第2号議案	2022年度決算報告承認の件	賛成多数で可決承認
第3号議案	2023年度事業計画決定の件	賛成多数で可決承認
第4号議案	2023年度活動予算決定の件	賛成多数で可決承認
第5号議案	役員選任の件	賛成多数で可決承認
第6号議案	議案決議効力発生の件	賛成多数で可決承認

【2023年度～2024年度役員体制】

理事長	吉岡和弘
理事	磯田朋子、小笠原奈菜、男澤拓、小野田由季、小野寺友宏、河上正二、佐々木菊恵、鈴木源一（新任）、鈴木裕美、高橋玲子、中里真、野崎和夫、畠山幸夫、向田敏（新任）
監事	車塚潤、櫻井芳昭

■総会記念報告会を開催しました

総会終了後、時々の重要なテーマを学び合うことを目的として報告会を開催しました。

第1部では、特商法の抜本的改正を求める全国連絡会事務局長の拝師徳彦弁護士より、「特商法の課題と法改正運動について」と題し、ご報告いただきました。



報告者 拝師徳彦弁護士

まず、特商法関連被害の実情について、①全国の消費生活相談件数のうち、約55%が特商法対象の取引分野に関する相談であり、この現状は長く変わらず、わが国の課題であること、②訪問販売や電話勧誘販売は高齢者の被害が多く、特にコロナ禍では、在宅率が高く、断りづらい環境であること、③通信販売、特にインターネット通販に関する世帯全体での相談件数は最多で、この傾向はデジタル社会の進展とともに更に強まるであろうこと、④マルチ取引（連鎖販売取引）に関する相談件数の45%が20歳代以下で、成年年齢引下げに

より、今後18歳・19歳の被害増加が懸念されるとの報告がありました。また、私たちの獲得目標として、①訪問販売・電話勧誘販売における不招請勧誘（およびでない勧誘）規制の強化、②SNS等のインターネット通販の「勧誘」等について、クーリング・オフや不実告知に対する契約取消し権、行政規制の導入、悪質商法被害を受けた場合は販売業者等についての情報開示を請求できる制度を導入する等の規定整備、③現れては消える業者が後を絶たないマルチ商法（連鎖販売取引）について、開業規制を導入するとともに、規制を強化すること、が挙げられました。

最後に、各団体からの意見書発出、地方議会への請願・署名、関係団体と連携してシンポジウムを開催するといった取り組みを通して、特商法の抜本的改正の実現を目指しましょう、と呼びかけがありました。

第2部では、適格消費者団体消費者支援機構関西（KC's）弁護団の吉岡良太郎弁護士より、「フォーシーズ株式会社最高裁判決について」と題し、ご報告いただきました。



報告者 吉岡良太郎弁護士

この裁判は、家賃債務保証会社であるフォーシーズ(株)が、①賃借人が3ヶ月分以上の賃料滞納をした場合、賃貸借契約の無催告解除ができるとする条項、②賃借人が賃料2ヶ月分の滞納をし、連絡もつかず、建物を相当期間利用していないと認められ、再び使用しないと客観的に看取(察知)できる場合には、異議がない限り、明渡しがあったとみなすことができる、との条項の差止めを求めたものです。

1審、2審と敗訴したものの、催告の必要性や限定解釈について訴え続け、提訴から6年以上がかかって逆転勝訴を勝ち取った差止請求訴訟における最高裁の判断や判決の意義等の報告がありました。

■検討委員会報告～電位治療器販売業者への対応～

全国各地のスーパーマーケットや空き地にプレハブの建物を設置して、電位治療器などの無料体験会を実施し、電位治療器を販売するという事業者に関する情報が数多く寄せられています。

ネットとうほくでは、以前、この事業者が、電位治療器の効能を超えるような性能があるとの勧誘や広告を行っているとの情報提供をもとに申入れを行いました。これに対し、事業者が広告などにおいて、性能等に関する過大な広告となるような表示を訂正するといった対応をとったことから、いったん申入れ等の活動を終了としました。

しかし、昨年から今年にかけ、改めて当該事業者に対する多くの情報が寄せられるようになりました。具体的には、電位治療器の効能として「血圧や血糖値が下がる」「脳卒中や心臓病の予防になる」、「糖尿病やガンが良くなった人もいる」といったことを口頭で説明しているが、はたして説明のような効能があるのか、といったものです。

電位治療器は頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解を目的とするものとして家庭用の医療機器の認証がなされます。しかし、上記のとおり、当該事業者は、電位治療器の効用の範囲を超え、糖尿病やガンなどにも効用があるかのように勧誘を行っているとのこと。これらの情報が事実だとすれば、商品の効能についての不実告知が疑われます。

今後、当該事業者についてのさらなる情報を集めるとともに、新たな申入れや行政への働きかけなどを検討する方針です。皆様も同様の事例を見かけたときはご注意いただくとともに、ネットとうほくへの情報提供をお願いします。



■2023年度第1回消費者被害事例ラボ(消ラボ)を開催しました

2023年5月26日(金)18:00から、仙台弁護士会館において、2023年度第1回消ラボを開催し、Zoomでの参加も含めて21名が参加しました。今回は、「取引DPFと消費者保護」というテーマで岩手県立大学の窪幸治教授が講義を行いました。



講師 窪幸治教授

DPFとはデジタルプラットフォームのことで、インターネット上で販売業者の取引の場やオークションなどを提供する機能を有するサイトのことをいいます。近時、このようなDPF取引が盛んになされていること等に鑑み、2022年6月17日、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」が施行されました。

まず、この法律の概要として、①インターネット上で販売業者などと通信販売の取引やオークションなどを行う機能について網羅的に規制の対象となっていること、②対象になった場合には、

消費者が販売業者等と円滑に連絡することができるようにするための措置」等をしなければならないこと、③ブランド模倣品などの情報が放置されることにより、消費者の生命・身体・財産に重大な影響を生じうる場合で、販売業者等による是正が期待できない場合には、消費者庁が利用停止等の措置を要請できることなどが定められていること、④消費者は、トラブルに巻き込まれた際、販売事業者等の情報の開示請求などができることなどについての説明がありました。

この法律の評価ですが、努力義務や販売業者の補完的役割しか課されていない部分もあるが、一方で行政庁が適切な処分を行うのであれば、補完的役割としては首肯できることは評価できる一方、オークションなどにおける C to C の契約については適用の範囲外になる可能性が高く、不十分であろうことも指摘されました。

その後、DPF の場を提供する事業者の法的責任についても検討がなされました。原則としては取引当事者が責任を負うべきではあるものの、損害が生じた原因が取引システムによるものだった場合、悪質な評価放置などの場合には、消費者に対して一定の利用環境を備える義務が観念するという見解も紹介されました。また、事業者団体も参加する官民協議会の機能充実も必要であろうとの指摘もありました。

意見交換では、DPF を提供する事業者の責任を直接的に問うことの是非や C to C の契約は適用外と指摘されたことに関連し、消費者の定義、例えばインターネットオークションに多数出品している一個人はどう考えるべきなのか、といった意見が出されました。

今回は、7月26日(水)18:00から「ステルスマーケティング規制について」というテーマで、東洋大学の丸山愛博教授が担当して開催します。今年度も引き続き近時の消費者問題に関連するトピックを取り上げていく予定です。会員・行政の皆さまのご参加をお待ちしております。

■「消費者トラブル 電話相談会」開催中

チラシやHPでご案内の通り、今年度も弁護士による「消費者トラブル電話相談会」を7月から12月までの毎月第1金曜日(11月のみ第2金曜日(10日))に開催しています。今回は8月4日、受付時間は13:00~16:00です。下記電話番号で受付ています。

専用電話：**022-341-2010**



*今号のリレーエッセイはお休みします。

「おかしい」「騙されているのでは」と思ったら
一人で悩まず



消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

「消費者ホットライン」☎188(局番なし)にすぐ電話！
～お近くの消費生活相談窓口につながります～

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定 NPO 法人 消費者市民ネットとうほく 事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.